

## 添加物 次亜塩素酸水の成分規格改正に係る 食品健康影響評価に関する審議結果

### 1 はじめに

次亜塩素酸水は殺菌料の一種であり、塩酸又は食塩水を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液である。

わが国では平成 14 年 6 月に食品添加物として指定されており、現行の成分規格では、次亜塩素酸水には、強酸性次亜塩素酸水及び微酸性次亜塩素酸水がある。

また、同様のハロゲン系の殺菌料として、次亜塩素酸ナトリウムが昭和 25 年に、高度サラン粉が昭和 34 年に食品添加物として指定されている。

### 2 背景等

食品安全基本法に基づき、厚生労働省から食品安全委員会に対し、次亜塩素酸水の成分規格の改正に係る食品健康影響評価が依頼されたものである（平成 17 年 1 月 31 日、関係書類を接受）。

### 3 名称等

名称：次亜塩素酸水

英名：Hypochlorous acid water

化学式（有効塩素）： $\text{Cl}_2$ 、 $\text{HClO}$ 、 $\text{ClO}^-$

存在状態：次亜塩素酸は、pH に依存して、その存在状態が異なることが知られており、pH が高くなるにつれ、塩素ガス（ $\text{Cl}_2$ ）、次亜塩素酸（ $\text{HClO}$ ）、次亜塩素酸イオン（ $\text{ClO}^-$ ）と存在状態が変化する<sup>1)</sup>。

《遊離有効塩素の存在比》

